

○市県民税の所得一覧

収入から必要経費を差し引いたものを所得といい、収入金額－必要経費＝所得金額となります。税金は収入に対してではなく、所得に対してかかります。

所得の種類	所得金額の計算方法
利子所得	収入金額と同額
配当所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	収入金額－必要経費
事業所得	収入金額－必要経費
給与所得	P 17【給与所得金額の計算表】参照
退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得	収入金額－必要経費－特別控除額 (最大50万円)
譲渡所得	個人が有する土地建物等の資産の譲渡による所得
	個人が有する土地建物等以外の資産の譲渡による所得
一時所得	収入金額－必要経費－特別控除額 (最大50万円) ※長期譲渡所得の場合、総所得金額への算入額は課税譲渡所得の所得金額 × 1/2
一時所得	P 7参照
雑所得	①と②の合計額 ①公的年金分：計算方法はP 18【公的年金等の雑所得の計算】参照 ②公的年金分以外の雑所得：収入金額－必要経費

